

平成 27 年 9 月 29 日提出

(宛先) 鎌倉市議会議長

議員名 上畠 寛弘

### 修正と改竄に関する質問主意書

鎌倉市議会基本条例第 7 条第 3 項（鎌倉市議会会議規則第 105 条）の規定により次のおり質問する。

1 件名

修正と改竄の意味

2 質問の要旨

1. 鎌倉市長は修正の意味をどのように捉えているのか。
2. 鎌倉市長は改竄の意味をどのように捉えているのか。
3. 修正と改竄は鎌倉市としては同義なのか。
4. 鎌倉市が所有する辞書には其々修正と改竄はどのような意味と書かれているのか。

3 答弁を求める者

市長

4 答弁の期限

㊦ (平成 27 年 9 月 30 日まで) ・ 無

(理由：緊急質問を要する為、その準備として緊急に答弁せよ。)